

令和6年那審第17号

裁 決
調査船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和6年7月16日08時30分

沖縄県宜野湾漁港北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 調査船A

総 ト ン 数 15.95トン

登 録 長 13.45メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 331キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和56年6月に進水し、船体中央部に操舵室を配し、同室に舵輪、機関遠隔操縦装置、レーダー、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ備えたFRP製調査船で、a受審人ほか1人が乗り組み、外国漁船操業調査業務の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和6年7月12日08時00分沖縄県宜野湾漁港の係留地を発し、翌13日04時00分同県宮古島北方沖合に到着して同業務を行ったのち、翌々15日18時00分同沖合を発進して帰途に就いた。

ところで、a受審人は、発生地点付近を数え切れないほど航行した経験を有し、宜野湾漁港南部から同漁港北西方沖合にかけてさんご礁（以下「宜野湾礁」という。）が拡張していることを承知しており、平素、宜野湾漁港を出入りする際、宜野湾礁北東方沖合を航行していた。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、操舵室に立った姿勢で、単独で操船に当たり、沖縄県慶良間諸島南方沖合を東行し、翌16日08時25分僅か前宜野湾港北防波堤灯台（以下「宜野湾灯台」という。）から017度（真方位、以下同じ。）1,800メートルの地点で、目視で周囲を見るため船首甲板に移動し、コンローラー式遠隔操縦装置によって操船に当たり、宜野湾漁港に向けて針路を134度に定め、6.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a受審人は、宜野湾礁まで930メートルとなり、その後宜野湾礁に向首接近する状況であったが、平素のとおり宜野湾礁北東方沖合を航行しているものと思い、GPSプロッターを活用して宜野湾礁との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行

わなかったので、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、宜野湾礁に向首したまま続航し、08時30分宜野湾灯台から048度1,600メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、宜野湾礁に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の東南東風が吹き、潮候はほぼ低潮時に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船尾船底外板等に擦過傷を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、宜野湾漁港北西方沖合において、帰航する際、船位の確認が不十分で、宜野湾礁に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、宜野湾漁港北西方沖合において、帰航する場合、宜野湾礁に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターを活用して宜野湾礁との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、平素のとおり宜野湾礁北東方沖合を航行しているものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、宜野湾礁に向首接近する状況に気付かないまま進行して宜野湾礁に乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年5月27日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山 本 哲 也